

書籍の電子化と著作権の保護

—「自炊代行」への東京地裁判決に関連して—



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師
西口 博之

目 次

- I. はじめに
 - II. 書籍の電子化サービスと一時的蓄積による私的複製
 - 1. 著作権の私的複製
 - 2. 電子書籍化代行サービス業
 - 3. 私的複製と一時的蓄積
 - III. 書籍の電子化と著作権
 - 1. 電子書籍と著作権
 - 2. 書籍の電子化と「自炊」
 - IV. 平成25年9月30日東京地裁判決
 - 1. 自炊代行サービスと著作権侵害
 - 2. 裁判の概要
 - V. 今後の課題
 - VI. おわりに
-

I. はじめに

我が国において録音技術の進歩により音楽がレコード・CD化し、更にインターネットの普及で音声の電子化でレコード業界に大きな影響を与えたのと同様に、昨今出版業界は電子書籍の出現により、書籍の電子化が進み、今後有形無形の影響を受けるものと考えられる。

書籍の電子化は、音声の電子化以上に、その蓄積スペースの縮小という面でも利点が多く、今後既存の紙媒体のデータの電子化が進むものと思われる。この紙媒体のデータ化が、昨今論議を呼んでいる書籍の「自炊」若しくは「自炊代行」であり、最近その紛争による裁判例も見られに至っている。

本稿では、この紙媒体の書籍の電子化である「自炊」又は「自炊代行」の実態若しくはその法的問題・紛争例等について、その最近の裁判例を分析することで、今後の書籍の電子化の課題・著作権の保護の問題等を論じるものである。

Ⅱ. 書籍の電子化サービスと一時的蓄積による私的複製

1. 著作権の私的複製

著作権の制限規定の一つとして、私的使用のための複製としてその第30条第1項で、個人的に又は家庭内またはこれに準ずる範囲内で使用する場合には著作物の複製が許される¹。

即ち30条は、私的使用をする者が複製をする場合に限られ、私的使用をする者のために複製をする場合、例えば、私的使用目的の複製の代行業の場合は含まれないが、本人と同一視できる補助者による複製は許される²。また、複製行為は、著作物を使用する者自身が行わなければならない。例えば、友人による無許諾の複製行為は、複製権を侵害する。録画代行サービス業者による複製も同様である³。

本来的に複製権とは、著作権第21条により「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」と規定され、同法第2条1項第15号では、「複製」を「印刷、写真、録音、録画その他の方法により有形的に再現すること」と定義されており⁴、プログラムの実行に伴うコンピュータの内部記憶装置への蓄積は瞬間的かつ過渡的なものであって「複製」には該当しないとの解釈が一般的とされてきた⁵。

一方、昨今のコンピュータの発達とインターネットの普及による新しいビジネスモデルの出現で、インターネット上での著作権がどのように認められるのかについての議論も盛んとなっている。

即ち、それは我が国では、コンピュータにおけるプログラムの蓄積が「複製」かどうかという問題として論じられてきた。

この議論については、我が国では「複製」には該当しないという見解が一般的であった。しかしながら、世界の大勢としては、欧米ではこの一時的蓄積も「複製」とされており今後その調整の必要性もあるかに思われる。ただし、こうしたネットを介した著作物等の流通については、公衆送信権とか送信可能化権でだいたい抑えることが出来、複製の範囲を広げてもやはり複製権を大幅に制限する必要があること、プログラムの違法複製物の使用を一定の場合には著作権の侵害とみなす113条2項の規定が既に存在することなどからの消極論もある⁶。

尤も、このような著作権違反の有無の話になるのは、著作権者でない者が、他人の著作物であるデータ等を送信して蓄積する場合に問題が生じるわけである。

2. 電子書籍化代行サービス業

最近このコンピュータへの一時的複製に関連して、いわゆる電子書籍化代行サービスが議論を呼んでいる⁷。

このサービスでは、客から書籍を持ち込み又は郵送してもらい、PDF化した電子データをダウンロードしてもらう方式が一般的で、客から手数料を徴収することで、本来個人が自分自身で

1 作花文雄『著作権法—基礎と応用（第2版）』発明協会（2005年）277頁。

2 中山信弘『著作権法』有斐閣（2010年）245頁参照。例えば、子供或いは身体障害者で自ら複製することが出来ない者が家族・友人等以外の者に依頼して複製をする行為も許される。

3 渋谷達紀『知的財産法講義II』有斐閣（2007年）247頁参照。

4 山本隆司「複製権侵害の成否」牧野・飯村『著作権関係訴訟法』青林書院（2004年）308頁参照。

5 前掲中山信弘『著作権法』有斐閣（2010年）213頁以下参照。

6 駒田泰士「いわゆる一時的複製について」『コピーライト』2000年8月号、23頁参照。

7 平成22年9月20日付け日本経済新聞（朝刊）参照。